

2019年2月7日

千葉市保健福祉局健康部生活衛生課御中

平成31年度千葉市食品衛生監視指導計画案に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 首藤英里子
住所 千葉市中央区中央4-13-10
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、食品の安全施策を通じて市民の健康を守るために日々奮闘されていることに対し心から敬意を表します。また、生活協同組合の活動に対して何かとご指導ご協力をいただきお礼申し上げます。

高齢化や一人暮らし世帯の増加といった社会変化を背景に、外食や中食といった調理済み食品、加工食品等の利用が増えています。また、健康への関心の高まりから健康食品のニーズが増えるなど、消費者の食品への考え方が大きく変化しています。反面、食肉等での食中毒、0157を原因とする広域的な食中毒事故が毎年のように発生するなど、食品衛生、安全に対する不安も言われています。

昨年6月13日に15年ぶりに改正食品衛生法が公布され、国では今後概ね2年を目途に食品安全を巡る大規模な制度変更が行われます。それに伴い、千葉市の食品衛生、食の安全に関する施策が充実し、住民の期待に応えていくことを期待致します。

早速ですが、平成31年度千葉市食品衛生監視指導計画（案）に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

(1) 食品の流通・加工の技術進展により、広域的な食中毒事案の発生が予想されます。2019年度4月に国が設置する「広域連携協議会」での国・都道府県等との連携・協力はもとより、これまで同様に広域の情報共有を迅速にはかれるよう食中毒調査支援システム（NESFD）の積極的な活用と市民への迅速な注意喚起、情報提供を求めます。

あわせて、セルフ販売方式に対する衛生指導の内容を消費者にわかりやすく周知し、二次汚染防止を確認するため、自家製造惣菜や調理器具の検査、監視、事業者への指導強化を要望いたします。

(2) 食中毒の発生件数が特に多いカンピロバクターについて、鶏肉の取り扱い及び提供状況を重点項目として掲げられたことは、意義が大きいと賛同いたします。重ねて、食品事業者、消費者へ、生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続的に普及啓発を図るよう要望致します。

(3) いわゆる「健康食品」による健康被害が発生しています。利用にあたっての正しい知識や利用上の注意点など、消費者への啓発・情報提供の一層の充実強化をお願いします。

また国では、改正食品衛生法の公布後2年間までに、事業者からの健康被害情報の届出制度を施行する予定としていますが、それまでの期間が空白とならないよう医療機関と連携した迅速な健康被害情報の収集、事業者への指導、消費者への迅速な情報公開と注意喚起を要望いたします。

(4) 今回の改正食品衛生法におけるHACCPによる衛生管理手法の義務化に向けて、今後は全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）に対し、その事業者の規模に応じた2種の衛生管理（「HACCPに基づく衛生管理」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」）について、事業者が困惑せず実施できるよう丁寧な説明と支援をお願いいたします。そのためにも、促進にむけ十分な体制の確保をしていただくことを要望します。

特に、小規模事業者に向けて「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に関する広報活動や講習会の開催等、スムーズに導入できるような重点的な支援を要望いたします。子どもや高齢者が利用するような小規模な給食施設等は、営利目的でなく人的規模も小さいため、導入に戸惑う施設も多いと思います。子どもや高齢者の安全を守るためにも、手厚い支援を求めます。

(5) 国が推進しようとしているジビエの供給促進に向け、厚生労働省の野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づいた指導を強化し、処理加工の過程や流通段階における衛生管理を監視する体制の整備を要望いたします。また食品衛生法の改正を見据え、狩猟者・取扱い事業者等に向けた「HACCPに基づく衛生管理」の普及促進を図るために、説明会、講習会の実施等の支援をお願いします。また、スーパーマーケット等で販売されるケースも視野に入れ、ジビエも重点監視指導項目としてください。

(6) 食品等試験検査計画において、放射性物質検査を継続されることは、大いに評価しております。特に、子どもの食生活に関する品目を重視して実施することは、子どもを持つ消費者の安心につながります。

引き続き検査の継続と結果の迅速な公表を要望すると共に、検体数や検査方法などの計画が変更される場合には、必要に応じて説明をしていただくようお願いいたします。

(7) 食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が適切に運用されるよう、事業者への指導を行うことを要望致します。

(8) 食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、事業者はもとより市民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのためにリスクコミュニケーションの機会を増やしていくことや、そのあり方を検討していただくよう要望いたします。

特に2015年施行の食品表示法が旧表示から移行期間を終えて2020年に完全施行(原料原産地表示は、2022年)するにあたり、事業者が正しく表示に対応することとあわせ、消費者が原料原産地表示、栄養表示等を活用し食品の情報を取得したうえで選択できるようになるための学習会、説明会の開催等といった消費者教育的施策の実施をお願いいたします。食生活改善推進委員の皆さんへの情報提供なども、重要と考えます。

保健所や市の消費者センターに寄せられる食品関係の情報を重視して共有化するなど、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。

以上